

○ 議案第71号 教育委員会教育長の任命について

※ 教育委員会委員（教育長）の三浦憲一氏から平成27年6月30日をもって教育委員会委員（教育長）の退任の申出がありましたので、後任として吉川正一氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、吉川正一氏につきましては、今般の教育委員会制度改革による新「教育長」として任命するものであります。

吉川正一 大仙市大曲日の出町二丁目2番34号  
(新任) 昭和30年4月10日生(満60歳)

任期：平成27年7月1日～平成30年6月30日(3年)

○ 議案第72号 教育委員会委員の任命について

※ 教育委員会委員の物部長仁氏の任期が、来る平成27年6月30日をもって満了することに伴い、後任として風登森一氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、今般の教育委員会制度改革においては、委員の任期満了日が特定の年に偏ることのないよう、首長が委員の任期を定めることができる特例が設けられており、委員の任期については、3年とするものであります。

風登森一 大仙市板見内字一ツ森242番地  
(新任) 昭和29年10月19日生(満60歳)

任期：平成27年7月1日～平成30年6月30日(3年)

○ 議案第73号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

※ 当市人権擁護委員であります神岡地域の中沢宏哉氏の任期が来る平成27年9月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

中沢宏哉 大仙市神宮寺字神宮寺227番地  
(再推薦) 昭和39年2月16日生(満51歳)

○ **議案第74号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて**

※ 当市人権擁護委員であります南外地域の佐々木正広氏の任期が来る平成27年9月30日をもって満了することから、その後任候補者の推薦について秋田地方法務局から依頼がありましたので、同氏を再推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

佐々木 正 広 大仙市南外字上野130番地2  
(再推薦) 昭和24年11月20日生 (満65歳)

○ **議案第75号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて**

※ 当市人権擁護委員であります大曲地域の伊藤正勝氏の後任候補者の推薦について、秋田地方法務局から依頼がありましたので、新たに伊藤幸夫氏を推薦するため、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

伊 藤 幸 夫 大仙市内小友字七頭115番地  
(新規推薦) 昭和28年1月1日生 (満62歳)

○ **議案第76号 大仙市定年前に退職する意思を有する職員の募集等に関する条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 国家公務員退職手当法が改正されたことに伴い、地方公務員の退職手当等についても準則が示され、所要の改正を行う必要があります。

この改正のうち、退職手当の支給に係るものについては、当該事務を委託している市町村総合事務組合において条例改正が行われております。

一方、市が行っている退職手当の支給手続に関する改正として、退職事由の一つである早期退職者募集制度条例の規定を整理する改正案も示されており、今般、本市条例において、準則の例により、所要の改正を行うものであります。

- 1 規定の整理 (第5条、第6条及び第9条関係)
- 2 施行期日 公布の日

○ **議案第77号 大仙市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について**

※ 国民健康保険制度における国及び県の市町村財政支援制度が恒久化され、国民健康保険法において当該制度に係る規定が整備されたことに伴い、同法の規定を引用している本条例において条ずれが生じたことから、所要の改正を行うものであります。

- 1 引用条ずれの整理 (第6条関係) 引用条「第72条の4」→「第72条の5」  
※ 第72条の4として、市町村財政支援制度に係る条が設けられたことに伴い、これまで引用していた条名を改めるもの
- 2 施行期日 公布の日

○ 議案第78号 大仙市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

※ 本市において、太陽光エネルギーを活用した発電事業（メガソーラー事業）を実施するに当たり、同事業の特別会計を設置するものであります。

- 1 大仙市太陽光発電事業特別会計の設置（第1条関係）
- 2 施行期日 平成27年6月15日

【メガソーラー事業の概要】

- 1 設置場所 大仙市強首字上野台23番地1他
- 2 施設概要
  - ① 敷地面積 約8ha
  - ② 設備概要 太陽光パネル（250W×12,716枚）、パワーコンディショナー（直流交流変換装置4台）、非常用蓄電池
- 3 発電量 3,021MWh/年（一般家庭約839世帯の年間使用電力量相当）
- 4 売電先 東北電力株式会社
- 5 運営方式 市が民間の発電施設を包括的施設リース契約（20年）により借り受けて事業を実施

○ 議案第79号 大仙市工場立地法第4条の2第2項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

※ 企業誘致の促進を図ることを目的として、都市計画区域のうち住環境に与える影響が少ない区域における工場立地の緑地面積等の割合を軽減するため、国が示す準則に代えて適用する基準を条例規定するものであります。

なお、基準の制定につきましては、地域主権改革（第2次地域主権改革一括法）により、市に権限が移譲されており、今般、条例で定めるものであります。

- 1 趣旨（第1条関係）
- 2 定義（第2条関係）
- 3 対象区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合（第3条関係）

区域	緑地	環境施設
準工業地域（第2種区域）	100分の10以上 （準則100分の20以上）	100分の15以上 （準則100分の25以上）
工業地域及び工業専用地域 （第3種区域）	100分の5以上 （準則100分の20以上）	100分の10以上 （準則100分の25以上）
用途地域の定めがない区域 （第4種区域）		

- 4 施行期日 公布の日
- 5 既存の特定工場に係る経過措置（附則第2項関係）

○ 議案第80号 財産の処分について

※ 仙北地域の大和田工業団地の土地を次のとおり誘致企業に売り払うことについて、大仙市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

- 1 処分財産 土地
  - ① 位置 大仙市戸地谷字大和田176番地1
  - ② 数量 10,676.65平方メートル
- 2 処分方法 随意契約
- 3 処分金額 55,977,675円
- 4 相手方 東京都台東区蔵前四丁目13番7号  
アゼアス株式会社

○ 議案第81号 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計への繰入れについて

※ 平成27年度大仙市太陽光発電事業特別会計に、平成27年度大仙市一般会計から9,117千円を繰り入れることについて、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を求めるものであります。